

標準貨物自動車運送約款

(平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)

目 次

第一章 総 則 (第一条・第二条)

第二章 運送業務等

第一節 通 則 (第三条第五条)

第二節 運送の申込み及び引受け (第六条第十七条)

第三節 積付け (第十九条第一千六条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第二十七条第一千八条)

第五節 指 因 (第二十七条第一千九条)

第三章 積込み又は取卸し等 (第六十一条第六十四条)

第二章 運送業務等

第一節 通 則

(事業の種類)

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第一条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

第二条 当店は、前項の規定にかかる限り、法令又は一般的な慣習によります。

第三条 当店は、前項の規定にかかる限り、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

第二節 運送の申込み及び引受け

(受付日時)

第一条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運送の順序)

第一条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 当店は、運送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

第二条 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

第三条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 発送地及び到着地 (団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

第三条 運送の申込み及び引受け

第一条 当店は、荷物を受取った日を含め二日

第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 発送地及び到着地 (団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

第三条 運送の申込み及び引受け

第一条 当店は、荷物を受け取った日を含め二日

第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 発送地及び到着地 (団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

第三条 運送の申込み及び引受け

第一条 当店は、荷物を受け取った日を含め二日

第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 発送地及び到着地 (団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

第三条 運送の申込み及び引受け

第一条 当店は、荷物を受け取った日を含め二日

第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 発送地及び到着地 (団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

第三条 運送の申込み及び引受け

第一条 当店は、荷物を受け取った日を含め二日

第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二条 発送地及び到着地 (団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

第三条 運送の申込み及び引受け

第一条 当店は、荷物を受け取った日を含め二日

第二条 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一引渡期間 (引渡期間)

第一条 発送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(高価品及び貴重品)

第一条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

第一 貨幣 紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンゲステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べつ甲、珊瑚及び各その製品

第二 美術品及び骨董品

三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物 (動物を除く)。

2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、「荷造りごとに、これをします。」

この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

(運送別等不明な場合)

2 当店は、荷造りをするに当たり、運送の扱種別その他のその貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷造りによって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

2 送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他のその貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷造りが書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることができます。

(外装表示)

2 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。

1 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定することができます。

2 一 荷造り人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

2 品名

3 個数

4 その他運送の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代わることができます。

1 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定することができます。

2 当該荷物の運送につき、付添人を付すること。

3 (動物等の運送)

2 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することができます。

1 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定することができます。

2 二 当該荷物の運送につき、付添人を付すること。

3 (危険品についての特則)

2 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定することができます。

2 二 当該荷物の運送につき、付添人を付すること。

3 (連絡運輸)

2 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することができます。

2 第十四条 当店は、荷送人の取扱いに必要な事項

2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代わることができます。

1 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定することができます。

2 二 当該荷物の運送につき、付添人を付すること。

3 (荷造り)

2 荷送人は、荷造りをしなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代わることができます。

2 二 当該荷物の運送につき、付添人を付すこと。

3 (荷造りの不備による損害)

2 当店は、荷造りをした場合は、荷造りによる損害を負担する場合があります。

2 二 当該荷物の運送につき、付添人を付すこと。

3 (荷造りの不備による損害)

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合) 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指

第四十二条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定により、指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

二 初回の運送路又は運送方法によることができないとき。

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

四 当店は、前項各号の場合において、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときは、荷送人の負担とします。

五 図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、指図を求めることがあります。

二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときは、荷送人の負担とします。

二 当初の運送路又は運送方法によることができないとき。

三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

四 当店は、前項各号の場合において、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときは、荷送人の負担とします。

五 図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し證明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

二 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき證明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

(事故証明書の発行)

第三十二条 当店は、貨物の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーキャージを除く。) 及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等にについて、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーキャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがで

きます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とし、当店は、第一項の規定にかかる限り、運賃、料金等を荷送人から收受することを認めます。

5 貨物、料金等の收取方法

第三十三条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行つた場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金表によります。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがで

きます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とし、当店は、第一項の規定にかかる限り、運賃、料金等を荷送人から收受することを認めます。

5 貨物、料金等の收取方法

第三十四条 当店は、既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

2 前項のうち、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

3 当店は、既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

2 前項のうち、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

2 前項のうち、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

第八節 責

(責任の始期)

第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と誓証)

第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、中止手数料を請求することができます。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收取しているときは、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

3 運送引受書に記載した集貨予定期日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

2 前項のうち、運送引受書に記載した集貨予定期日の当日前日までに中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

3 運送引受書に記載した集貨予定期日の当日前日までに中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

3 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

4 第四十五条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

5 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

3 第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

4 第四十五条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

5 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

第九節 連絡運輸

(通し送り状等)

第三十七条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行つた場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等を收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とし、当店は、第一項の規定にかかる限り、運賃、料金等を荷送人から收受することを認めます。

5 貨物、料金等の收取方法

第三十八条 当店は、既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

3 当店は、既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等の額が確定しないときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五ハーベントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

(利用運送の際の責任)

第三十九条 当店は、前項の規定にかかる限り、運送の際に運送業者自ら委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に引渡されたとき、荷送人が当該通知を受けたとき、荷送人が受けた損害が全部消滅します。

2 前項の期間内に引渡されたとき、荷送人が第一項の期間内に引渡されたとき、荷送人が受けた損害が全部消滅します。

3 第一項の期間内に引渡されたとき、荷送人が受けた損害が全部消滅します。